

| | | |
|---|------------------------------------|--------------------------|
| 水利施設整備事業 (地域農業水利施設保全型) (旧地域農業水利施設ストックマネ ジメント事業) | 市町村 事業主体 土地改良区等 県土地改良事業団体連合会 | 農村整備課 所管課班 水利施設保全班 |
|---|------------------------------------|--------------------------|

事業の内容

団体営造成施設等の劣化状況等の調査に基づき、施設管理の省力化や環境との調和へも配慮しつつ、機能を保全するために必要な対応方策を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）を作成、これに基づく施設の更新や予防的な保全対策、又は事後的な保全対策を適切に組み合わせて行うとともに、これらに取り組むための技術指導等を併せて実施するもの。

1. 団体営造成施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む）
2. 団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事（以下「対策工事」という。）の実施。
3. 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事（以下「事後保全」という。）の実施

採択基準

1. 県が作成する地域農業水利施設保全対策実施方針に位置づけられたもの。ただし、基幹水利施設ストックマネジメント事業の「当該計画の策定に関する実施方針」に位置づけられた施設は本事業の対象外。
2. 機能保全計画の策定においては、末端支配面積面積100ha以上であり、予防的な対策が有効と見込まれるもの。
3. 対策工事においては受益面積100ha以上（機能保全計画を当事業で実施していない場合で、別に機能保全計画を作成している場合は10ha以上）であること。
4. 事後保全においては、施設の劣化に起因すると想定されるもの。
5. 対策工事及び事後保全においては、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
6. 知事が地域における農業の振興方向、戦略作物の生産や耕地利用率に係る営農目標を定めた営農目標推進整備計画を作成して行うもの。【農山漁村地域整備交付金で該当】

運用方針（内部規定）

1. 機能保全計画の策定の実施基準

(1) 対象施設施設は団体営土地改良事業で造成された農業水利施設、県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹ストマネ実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され、施設管理者（個人を除く）が明確な施設で、標準耐用年数を既に超過しているか機能保全計画策定予定年かた5年以内に超過する施設。

(2) 地区の設定は、管内の状況を勘案し、管内ごと、市町村ごと、水系ごと及び土地改良区ごと等とする。

2. 対策工事の実施基準

- (1) 1地区の総事業費が3千万円以上かつ1施設あたりの事業費が2百万円以上を要件とする。
- (2) 本事業で計画を策定した場合は1施設の受益面積（末端支配面積）が100ha以上とし、施設管理者独自で計画を策定した場合は1地区あたり受益面積（末端支配面積）が10ha以上とする。

3. 緊急工事

事後保全は以下の要件全てに合致する施設を対象とする。

- (1) 対象施設施設は団体営土地改良事業で造成された農業水利施設，県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹ストマネ実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され，施設管理者（個人を除く）が明確な施設。
- (2) その事故が劣化に起因すると判断されるもの。

※：下記の補助率は，平成23年4月1日より適用

| 負担割合 | 区 分 | 国 | 県 | 市町村 | その他 | 備 考 |
|------|--|------------|------------|------------|-----|-----|
| | 地域農業水利施設 ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定) | 50 | 15 | 35 | | 団体営 |
| | (対策工事) 及び(緊急工事) | 50 (55) | 15 (15) | 35 (30) | | 団体営 |

※（ ）は 離島，特別豪雪地帯，振興山村，半島振興対策実施地域，過疎地域，
特定農山村地域又は急傾斜畑地帯の場合